

南アフリカ会社設立マニュアル

2013年3月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

目次

| | |
|------------------------------|----|
| SECTION1 登記 | 4 |
| 1.1 南アフリカへの進出形態 | |
| 1.2 進出形態の比較 | |
| 1.3 設立登記手続き | |
| 1.4 現地法人の解散・清算 | |
| SECTION2 ビザ（査証） | 12 |
| 2.1 入国手続き | |
| 2.2 ビザと在留資格の関係 | |
| 2.3 ビザ取得までの流れ | |
| 2.4 就労資格の種類 | |
| 2.5 短期滞在ビザ・資格 | |
| 2.6 短期滞在ビザ相互免除 | |
| 2.7 在留証明 | |
| 2.8 就労外国人に同行する家族について | |
| 2.9 労働許可更新および労働許可切り替え | |
| SECTION3 税務 | 22 |
| 3.1 対南ア投資に対する南アフリカの法人税の概要 | |
| 3.2 国内源泉所得 | |
| 3.3 法人所得税の概要 | |
| 3.4 源泉所得税の概要 | |
| 3.5 租税条約 | |
| 3.6 付加価値税の概要 | |
| 3.7 個人税制の概要 | |
| 3.8 その他の主な税金 | |
| 3.9 その他国際取引に係る主な税制 | |
| SECTION4 人事・労務 | 33 |
| 4.1 法律の適用 | |
| 4.2 求人 | |
| 4.3 労働契約 | |
| 4.4 賃金 | |
| 4.5 労働時間・休憩・休日 | |
| 4.6 休暇 | |
| 4.7 就業規則 | |
| 4.8 安全衛生 | |
| 4.9 解雇 | |

- 4.10 社会保障制度
- 4.11 黒人権利拡大政策と雇用均等法
- 4.12 南アフリカの安全システム

SECTION5 商標と意匠.....49

- 5.1 商標法と意匠法
- 5.2 南アフリカの商標制度の概要
- 5.3 商標登録の効果と有効年数
- 5.4 登録の取消制度
- 5.5 商標の出願から登録まで
- 5.6 商標の国際登録制度
- 5.7 意匠の保護制度
- 5.8 意匠の出願から登録まで

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ヨハネスブルク事務所が現地コンサルティング事務所 Tokyo Consulting Firm (Pty) Ltd. に作成委託し、2013年7月3日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Tokyo Consulting Firm (Pty) Ltd. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失的責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Tokyo Consulting Firm (Pty) Ltd. がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail : OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ヨハネスブルク事務所
E-mail : infosuy@jetro.go.jp

SECTION 1 登記

- 1.1 南アフリカへの進出形態
- 1.2 進出形態の比較
- 1.3 設立登記手続
- 1.4 現地法人の解散・清算

1.1 南アフリカへの進出形態

外国企業の南アフリカへの進出形態は、以下のように分けられます。

1.1.1 外部企業 (External Company)

日本企業が海外進出する際に、現地法人を設立せずに拠点を設ける場合には、支店や駐在員事務所を設置するのが一般的です。諸外国で見られる支店および駐在員事務所の形態は、南アフリカの会社法では、ともに外部企業として分類されます。

会社法によれば、外部企業とは南アフリカ以外の国で設立された企業であって、南アフリカ国内で営利もしくは非営利の活動を行う企業をいいます（会社法 2 条）。外部企業には営利活動を行う外部営利企業（External Profit Company）と、非営利活動を行う外部非営利企業（External non-Profit Company）の 2 つがあります。

External Profit Company は他諸国での支店に該当し、本店と同様の営業活動を行うことができます。一方、External non-Profit Company は駐在員事務所に該当し、一切の営業活動を行う事が禁止されている事業形態であり、情報収集や調査などを行う本社の出先機関となります（会社法 23 条）。

以下の活動については、南アフリカにおける外部活動とみなされるとされています。

- ・ 1 名以上の従業員を雇用していること、
- ・ 南アフリカ国内で事業活動を行っていること、
- ・ 過去 6 ヶ月間に渡り一定の活動に従事していること
- ・ 外国企業の株主や取締役会などの会議の開催、または会社の内部事務を行っている
- ・ 銀行やその他金融機関の口座を開設、または維持している
- ・ 自社の資産の譲渡、交換、登録のための事務所や代理店を設立、または維持している
- ・ 借入の実施、不動産に対する抵当権・担保権の設定
- ・ 債務の保全または回収、抵当権または担保権の実行
- ・ 南アフリカの資産から利益を得ている

1.1.2 現地法人

南アフリカ会社法上、営利企業、非営利企業の分類があり、営利企業は更に国有企業

(state-owned company)、非公開会社 (Private Company)、公開会社 (Public Company)、個人責任会社 (Personal Liability Company) と分類されます。外国企業が南アフリカにて現地法人を設立する際、非公開会社 (Private Companies (Pty) Ltd) が一般的な進出形態となります。

非公開会社は、株式の公開が禁止され、持分株式の譲渡が制限されている会社形態をいいます。非公開会社の場合、株主数は 1 名から 50 名までと制限されています。

公開会社は、株式が証券取引所に登録され、市場で自由に売買される会社のことを指します。株式の譲渡制限もありません。公開会社の場合、株主数の制限はありませんが、取締役を 3 名以上設置する必要があり、また、会計監査人および会社秘書役の設置も必須となります。

このように機関設計上の要件が多いことから、外国企業が南アフリカに現地法人を設立する際には、非公開株式会社の形態を選択するケースが殆どです。

1.2 進出形態の比較

それぞれの進出形態の特徴は以下のとおりです。

| | 駐在員事務所 | 支店 | 現地法人 |
|----|---|--|--|
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・営利活動不可 ・外国にある本店と法的一体であるため、責任は本店の役員に及ぶ | <ul style="list-style-type: none"> ・営利活動可 ・外国にある本店と法的一体であるため、責任は本店の役員に及ぶ | <ul style="list-style-type: none"> ・営利活動可 ・独立した法人として登記されるため、責任は現地法人の役員まで及ぶ |

また、現地法人には非公開会社と公開会社がありますが、それぞれの特徴は以下のとおりです。

| | 現地法人 | |
|---------|-----------|--------------|
| | 非公開会社 | 公開会社 |
| 資本金 | 規定なし | 規定なし |
| 出資者数 | 1～50 名 | 1 名以上 (57 条) |
| 出資者の責任 | 出資額を限度とする | 出資額を限度とする |
| 出資持分の譲渡 | 定款にて規制 | 自由 |

| | | |
|-------------------|------------|---|
| 必要な役員の人数 | 取締役 1 名以上 | 取締役 3 名以上 会計監査人 1 名以上 会社秘書役 1 名以上 |
| 定時株主総会 | 定款の定めによる | 会社設立日から 18 カ月以内 その後 1 年に 1 回 ※前回の総会から 15 カ月以内 |
| 株式公開の可否 | 不可 | 可 |
| 株式会社への 組織変更の可否 | 可 | 可 |
| 利益に対する分配 | 取締役会の決議による | 取締役会の決議による |

現地法人を設立する場合には、会社役員の設置をする必要があります。

現地法人の役員に関する比較表

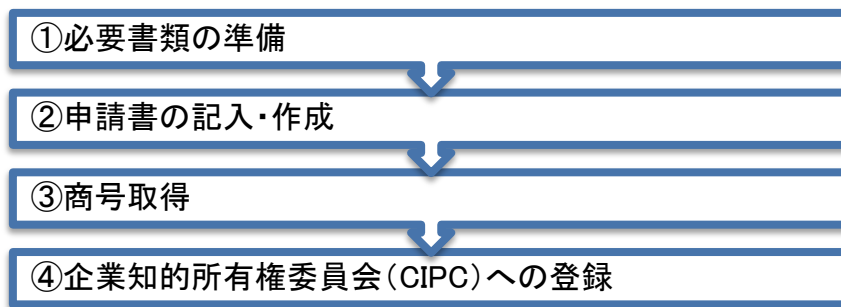
| | | 子会社現地法人 | |
|-------|--------|---------|------------------------|
| | | 非公開会社 | 公開会社 |
| 取締役 | 員数 | 1 名以上 | 3 名以上 |
| | 任期 | 規定なし | 規定なし |
| | 国籍・居住性 | 規定なし | 規定なし |
| 取締役会 | | 設置 | 設置 |
| 会計監査人 | 選任の要否 | 任意 | 必置 |
| | 任期 | | 会社の場合：5 年 個人の場合：2 年 |
| 会社秘書役 | 員数 | 任意 | 1 名以上 |

1.3 設立登記手続

1.3.1 外部企業 (External Company) の設立登記

外部企業を設立する場合、企業知的所有権委員会 (CIPC) への登録のみとなります。日本で必要書類の作成および翻訳、公証人による公証を行い、現地での法人登録となります。

外部企業設置手続き



①必要書類の準備

本社が準備する書類は以下の通りです。

- ・発起人および全取締役のパスポートコピー
- ・本社から発起人への委任状
- ・本社登記事項証明書
- ・本社定款
- ・南アフリカにおける賃貸契約書

全ての書類は英語で作成されている必要があるため、親会社資料が英語以外の言語で作成されている場合、英語への翻訳が必要となります。また、発起人および全取締役のパスポートコピー、本社定款は公証役場にて認証処理を行う必要があります。

一般的に在日外国公館、もしくは諸外国政府に提出する書類は、日本の法務局、公証人、外務省の公印が押印されている必要があります。公証役場における書類の認証とは、上記3点の押印を行うことを指します。公証役場にて公証人に書類認証を依頼する際は、申請者の身分証明書が必要となります。また、公証役場で認証の代理申請を行う場合は、原則、印鑑証明に登録された社印（個人の場合は実印）が押印され、印鑑証明に登録されている者の署名がされた公証委任状、公証委任状に押印された印の印鑑証明書（法務局より発行されてから3カ月以内のもの）、代理委任者が法人の場合は、登記簿謄本（法務局より発行されてから3カ月以内のもの）、印鑑証明書・登記簿謄本の書類の原本還付を受ける場合は、代理人の身分証明書と印鑑が必要となります。

②申請書の記入・作成

申請フォームは、南アフリカ企業知的所有権委員会（CIPC）のホームページからダウンロードすることができます。外部企業設立に必要な申請フォームは以下の3点です。

- ・FormCoR20.1 : Notice of Registration of External Company
- ・FormCoR20.1Annexure A : Directors of External Company
- ・FormCoR21.2 : Notice of Person Authorized to Accept Service

③商号取得

商号登録をするためには商号予約の申請フォーム CoR9.1 を CIPC のホームページよりダウンロードし、記入して提出する必要があります。商号の取得は、申請から約 3 営業日で完了します。

④企業知的所有権委員会（CIPC）への登録

必要書類の準備と商号取得の完了後、すべての書類を CIPC へ提出します。外部企業設置の承認までにかかる期間は約 3 週間程度であり、承認が下り次第、CIPC より登録証明書が発行されます。この登録証明書の発行をもって、外部企業設置のプロセスが完了します。

1.3.2 現地法人の設立登記

現地法人の設立登記にあたっては、現地法人の機関設計や構成を慎重に検討する必要があります。ここでは、最も一般的な会社形態である非公開会社の注意事項と設立手続について説明していきます。

・商号の決定

商号は、文字や数字、句読点を含めた単語にて設定します。また、+, &, #, %, =などの記号も使用することが可能です。会社法にて、既に登録されている国内企業および外部企業の商号、国家を表す総称（government、state、United Nations）などは使用が制限されています。

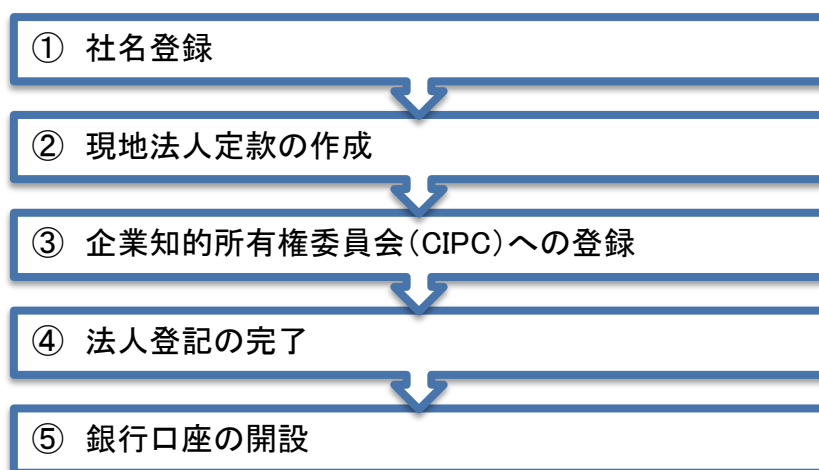
・現地法人機関設計の決定

| | |
|-------|---|
| 株主 | 非公開会社の場合、株主数は最低 1 名から設立が可能です。また、最大 50 名に制限されています。 |
| 取締役 | 取締役は必ず 1 名以上設置する必要があります。取締役は会社法、現地法定款の範囲内でその職務を行います。また、定款に取締役の最大人数を規定することが可能です。 |
| 会計監査人 | 会計監査人については定款に記載することで任意に設置することが可能です。 |
| 会社秘書役 | 非公開会社の場合は設置義務がありませんが、会計監査人同様、必要とする場合は定款に記載することで任意に設置することが可能です。 |

・資本金額の決定

非公開会社は、会社法上の最低資本金要件がないため、1ランドから会社設立が可能となります。しかし、投資申請を行う際は会社運営上の観点から、事業に見合った金額を設定する必要があります。

法人登記手続き



① 号登録

商号登録をするためには商号予約の申請フォーム CoR9.1 を CIPC のホームページよりダウンロードし、記入して提出する必要があります。商号の取得は、申請から約 3 営業日で完了します。

② 現地法人定款の作成

新会社となる現地法人の定款を作成する必要があります。定款は会社法に基づき作成しますが、南アフリカの場合、定款に所定のフォーム (MOI15.1A) が用意されており、そのフォーム通りに作成しなければなりません。企業によって変更が可能な項目と、変更が不可能な項目がそれぞれ会社法によって規定されており、それに従い定款を作成していきます。定款作成における基準については、非公開会社の定款作成時に基準とする簡易基準 (Short Standard Form for Private Companies) と、公開会社等の定款作成時に基準とする詳細基準 (Long Standard Form for Private Companies) に分類されています。

【非公開会社の一般的定款記載事項】

第 1 章 総則

第 2 章 株式

第 3 章 株主総会

第 4 章 取締役

③企業知的所有権委員会（CIPC）への登録

現地法人の設立にあたり、企業知的所有権委員会（CIPC）にて作成した申請用所定のフォーム Notice of Incorporation（CoR14.1）および現地法人定款（MOI15.1A）を登録します。作成については、CIPC のホームページからこれら所定のフォームをダウンロードして記入する必要があります。登録申請後、申請に問題がなければ約 1 カ月で CIPC にて承認されます。

④法人登記の完了

上記、Notice of Incorporation（CoR14.1）および定款（MOI15.1A）の申請が承認され次第、設立証明書が発行されます。これを以て現地法人の設立は完了し、銀行口座の開設が可能になります。

⑤銀行口座の開設

銀行口座を開設するためには一般的に以下の書類が必要になります。

- ・現地法人の設立証明書
- ・現地法人の賃貸契約書
- ・現地法人取締役の身分証明書
- ・現地法人定款

上記に加え、口座開設を行う銀行によって別途必要書類が異なるため、事前に銀行に問い合わせる必要があります。

1.4 現地法人の解散・清算

南アフリカから撤退する場合、設立した現地法人を清算する必要があります。清算の手続きは、会社法および倒産法に準拠し行われます。会社清算は自発的および非自発的な清算に分かれます。自発的な清算を行う場合は、株主総会の特別決議が必要となります。特別決議は総株主の 75%以上の賛成により決定されます。会社の清算が決定次第、企業知的所有権委員会（CIPC）に清算手続きの申請を行い、会社は清算されます。

【出所】

- ・ Companies Act No 71 of 2008
- ・ South Africa Government Services

<http://www.services.gov.za/>

- Companies and Intellectual Property Commission

<http://www.cipc.co.za/>

- Doing Business (The World Bank)

<http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/south-africa/#starting-a-business>

SECTION 2 ビザ (査証)

- 2.1 入国手続
- 2.2 ビザと在留資格の関係
- 2.3 ビザ取得までの流れ
- 2.4 就労資格の種類
- 2.5 短期滞在ビザ・資格
- 2.6 短期滞在ビザ相互免除
- 2.7 在留証明
- 2.8 就労外国人に同行する家族について
- 2.9 労働許可更新および労働許可切り替え

2.1 入国手続

2.1.1 入国

南アフリカへの入国を希望する日本人は、滞在日数が 90 日を超えない限りビザは必要ありません。但し、出国用航空券の所持が必要となり、仮に所持していない場合 1 万ランド (約 1,600 米ドル) のデポジットを要求される場合があります。パスポートは最低 2 ページの余白が必要です。南アフリカには、入国カードが必要となり、入国審査官による審査を受け上陸許可の証印を受ける必要があります。

2.1.2 予防接種

入国にあたって義務づけられた予防接種はありません。日本出発の場合は不要です。

ただし、南アフリカ保健省が指定する黄熱汚染国から直接又は他国を経由して入国する場合には、イエロー・カード (黄熱病予防接種証明書) の提示を求められます。提示できない場合には入国を拒否される場合があります。外務省の HP によれば、約 1 時間のトランジットでも対象国に滞在した場合には提示が要求されています。

イエローカードの提示を要求される国・地域は以下のとおりです。

(アフリカ)

アンゴラ, ベナン, ブルキナファソ, ブルンジ, カメルーン, 中央アフリカ, チャド, ギニアビサウ, コートジボワール, コンゴ共和国, コンゴ民主共和国, 赤道ギニア, エチオピア, ガボン, ガンビア, ガーナ, ギニア, ケニア, リベリア, マリ, モーリタニア, ニジェール, ナイジェリア, ルワンダ, サントメ・プリンシペ, セネガル, シエラレオネ, ソマリア, スーダン, トーゴ, ウガンダ, タンザニア, ザンビア, エリトリア

(中南米)

アルゼンチン, ボリビア, ブラジル, コロンビア, エクアドル, ガイアナ, パナマ, パラグアイ, ペルー, スリナム, トリニダード・トバゴ, ベネズエラ, 仏領ギアナ

2.1.3 周辺国からの移動による出入国

南アフリカとその周辺国を陸路で移動する場合には、各国境の検問所において必ず双方の国の出入国手続と税関手続を受ける必要があります。適切な出入国手続を行わず隣国に入国してしまった旅行者が、出国の際に入国印がないことを理由に逮捕拘束されたケースがあったようです。出入国手続は各国によって異なるため、直接窓口の担当官に確かめる必要があります。

2.1.4 旅券の携帯義務

南アフリカに滞在する外国人は、合法的に滞在していることを証明するために旅券を携帯します。仮に旅券を携帯していない外国人が警察官や入国管理局職員に拘束された際、合法的に滞在していることが認められず身柄を拘束される可能性があります。

外出時の旅券や身分証明証の携帯義務はありませんが、事実上観光目的などで90日以内南アフリカに滞在する場合、外国人にとって旅券以外に身分を証明するものがないため、当地では旅券を携帯するのが一般的であると考えられます。

旅券の盗難に遭った、又は紛失した場合には、Affidavit（宣誓供述書）を警察署で取得する必要があります。このAffidavitを提示することにより、合法的に滞在することが証明されます。

2.2 ビザと在留届の関係

入国・在留手続の中で、混乱しやすいものにビザ（査証）と在留届があります。

2.2.1 ビザ（査証）

90日を超えて滞在する場合には、駐日南アフリカ大使館等からビザを取得することが必要です。

ビザの種類には、①企業内転勤労働許可②一般労働許可③ビジタービザ④留学許可⑤退職者許可⑥投資目的、起業者が対象のビジネスビザ⑦特定分野の労働者を導入するためのビザ⑧特定の目的で企業ごとに大量の外国人を導入するためのビザなどがあります。

就労目的で滞在するには、①企業内転勤労働許可もしくは②一般労働許可が必要となります。具体的な手続きの流れは、後述2.3 ビザ取得までの流れをご参照ください。

2.2.2 在留届

外国に住所又は居所を定めて3ヵ月以上滞在する日本人は、住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられています。また滞在先の住所が決まり次第、在南アフリカ日本領事館をへて在留届を提出する必要があります。これにより、南アフリカにおいて事件や事故に巻き込まれた場合、安否の確認、緊急連絡などが行えます。

2.3 ビザ取得までの流れ

2.1.1 で記載した通り、南アフリカに入国を希望する日本人で滞在日数が90日を超えない限りビザは必要ありません。しかし、南アフリカに就労目的で入国される日本人は労働許可が必要です。

南アフリカに就労目的で入国する場合、以下のいずれかの労働許可を申請しなければなりません。

- ① 企業内転勤労働許可 (Intra-Company Transfer Work Permit)
- ② 一般労働許可 (General Work Permit)

それぞれの詳細については2.4.3に記載してあります。

【企業内転勤労働許可取得から南アフリカ入国までの一般的な流れ】

日本国内

駐日南アフリカ大使館に、企業内転勤労働許可を申請。※必要書類は、2.4.4に記載



駐日南アフリカ大使館に、企業内転勤労働許可の交付。



南アフリカ国内

南アフリカ入国（上陸許可）：上陸港にて旅券、ビザを提示して入国審査を受ける。
旅券に上陸許可の証印を受ける。

【一般労働許可取得から南アフリカ入国までの一般的な流れ】

日本国内

駐日南アフリカ大使館に、一般労働許可取得を申請。※必要書類は、2.4.4に記載



駐日南アフリカ大使館に、一般労働許可取得の交付。

▼
南アフリカ国内

| |
|---|
| 南アフリカ入国（上陸許可）：上陸港にて旅券、ビザを提示して入国審査を受ける。 旅券に上陸許可の証印を受ける。 |
|---|

2.4 就労資格の種類

2.4.1 在南アフリカ投資に関わる就労資格

外国人に対する職種制限はありません。

原則として当該職種に対し適切な南アフリカ人の採用が難しいことや該当する就労者でなければならない理由（特殊な資格要因など）を用いる事が外国人に対する労働許可発給の条件となっています。

2.4.2 90日以内の滞在を繰り返した場合

ビザを取得せずに90日以内の滞在を繰り返したところ、南アフリカ内務省より警告を受けたケースが報告されています。出張期間が結果的に90日以上となる場合には、駐日南アフリカ大使館から労働許可を取得する必要があります。

2.4.3 就労に必要な労働許可

① 企業内転勤労働許可（Intra-Company Transfer Work Permit）

南アフリカに滞在する日本人駐在員は、赴任時に駐日南アフリカ大使館から「企業内転勤労働許可」を取得して赴任している場合があります。主に関連会社間での転勤において発給される許可です。この「企業内転勤労働許可」の有効期間は2年間です。

② 一般労働許可（General Work Permit）

南アフリカにおいて新法人の立ち上げや、その後の経営・運営にあたる外国人を対象として発給さ

れる許可です。一般労働許可の有効期間は最長5年で、かつ更新が可能です。

この労働許可で5年滞後に永住許可申請が可能となります。

外国人（南ア人以外）を雇う必要性を立証する書類が必要ですが、日系企業の場合には、業務に日本語が必要との理由から、提出書類の免除を求めて交渉可能です。

2.4.4 一般労働許可申請時に必要な書類

(1) 申請者本人署名入り正式申請書（Form BI -1738）

- (2) 所定料金
- (3) 申請者とすべての家族写真 1 枚
- (4) 30 日間経過後も有効なパスポート
- (5) 予防接種証明（アフリカの黄熱病ベルトを介して入国する場合）
- (6) 金融手段の証明：銀行取引明細書、トラベラーズチェック
- (7) 医療と放射線医療に関するレポート。但し妊娠中の女性や 12 歳以下の子供は放射線医療は不要です。
- (8) 無犯罪証明書：18 歳未満は取得不要です。
- (9) 婚姻証明書：単身赴任者であっても提出を要求される場合があります。パートナーがいる場合、そのパートナーの宣誓供述書が必要です。
- (10) 出生証明書：家族全員分の出生証明書を取得する必要があります（仮に該当する場合）。
- (11) 離婚判決書（仮に該当する場合）
- (12) 養子縁組証明書（仮に該当する場合）
- (13) 親族からの同意書（仮に該当する場合）
- (14) 雇用契約書：雇用主および申請者両社の署名が必要です。
- (15) 南アフリカ共和国の資格審査局による評価書
- (16) 上記書類の公的英訳証明書（公的な翻訳家の証明が必要です。）
- (17) 南アフリカ共和国労務局からの証明書
- (18) 南アフリカ移民法 16(5) の規定から、宣伝媒体に使用する広告の提出
- (19) 南アフリカ移民法 16(4) (d) の規定から、募集広告に対する候補者の一覧表
- (20) 南アフリカにおいて公的な機関、委員会への登録証明書（仮に該当する場合）
- (21) 関連機関、委員会からの登録書面
- (22) 雇用主の情報および会社登記局から発行される設立証明書
- (23) 南アフリカ移民法 16(4) (d) の規定における、雇用主からの志望動機書

2.4.5 企業内転勤労働許可申請時に必要な書類

- (1) 申請者本人署名入り正式申請書（Form BI -1738）
- (2) 所定料金
- (3) 申請者とすべての家族写真 1 枚
- (4) 30 日間経過後も有効なパスポート
- (5) 予防接種証明（アフリカの黄熱病ベルトを介して入国する場合）
- (6) 外国法人との雇用契約書
- (7) 外国関連会社からの企業内転勤に関する書類および業務内容、技能証明、2 年以下の就労予定期間の書類。
- (8) 外国法人からの南アフリカ国内関連企業への転勤通知書
- (9) 医療と放射線医療に関するレポート。但し妊娠中の女性や 12 歳以下の子供は放射線医

療は不要です。(10) 無犯罪証明書：18歳未満は取得不要です。

(11) 婚姻証明書：単身赴任者であっても提出を要求される場合があります。パートナーがいる場合、そのパートナーの宣誓供述書が必要です。

(12) 出生証明書：家族全員分の出生証明書を取得する必要があります。

(13) 離婚判決書（仮に該当する場合）

(14) 養子縁組証明書（仮に該当する場合）

(15) 死亡証明書（配偶者が該当する場合）

(16) コングロマリットの場合、利益回収を保証する書類またはその他の場合は一定額の保証金。

その他必要となる書類がございますので、証明書の詳細については南アフリカ大使館にお問い合わせ下さい。

2.5 短期滞在ビザの有無

南アフリカへの入国を希望する日本人は、90日以内の観光、短期商用、知人訪問などを目的とする滞在である限り、事前にビザを申請する必要はありません。

2.6 相互免除

南アフリカは、日本とのビザ相互免除取決めを結んでいません。

以下ウェブサイトに掲載された国については、日本とのビザ相互免除取決めを結んでおり、短期滞在の活動範囲に該当する活動を目的とする場合はビザ取得が免除されています。ただし、就職その他報酬を伴う活動を行う目的の場合は、当然ながらビザ免除取決めは適用されません。

ビザ相互免除国一覧表 日本国外務省ウェブサイト

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>

2.7 在留証明その他証明

2.7.1 在留証明

在南アフリカ共和国日本国大使館の管轄国内に住所（生活の本拠地）を有していること

を日本語で証明します。日本の年金受給手続、日本国内における遺産相続や不動産等の登記などに利用されています。

| 在留証明 | |
|------|--|
| 必要書類 | <p>(1) 旅券</p> <p>(2) 在留証明願・・・1通</p> <p>(3) 住所を示す次のいずれかの書類原本（ポスタルアドレス不可）・・・1通</p> <p>水道・電気・固定電話などの公共料金請求書または領収書などで氏名と住所が明記されているもの</p> <p>住居賃貸契約書、不動産売買契約書、登記簿謄本</p> <p>ホテル等の宿泊施設より発行された請求書等、社宅の場合には、所属企業より、社宅に入居している旨の証明書</p> <p>(4) 在留期間を示す次のいずれかの書類原本・・・1通</p> <p>滞在期間を証明できるもの（旅券の出入国スタンプ）</p> <p>旅券に押印された出入国スタンプ</p> <p>住所を証明できるもの（水道・電気などの公共料金請求書または領収書などで氏名と住所が明記されているもの）</p> <p>住居賃貸契約書、不動産売買契約書、登記簿謄本</p> <p>ホテル等の宿泊施設より発行された請求書等。</p> |
| 申請条件 | 日本国籍を有し、当地に3ヶ月以上居住している方のみ申請可能 |
| 手数料 | 110 ランド（但し年金受給手続のための申請の場合は無料） |
| 交付日数 | 申請日の翌々日（土、日、祝日を除く） |
| 代理申請 | 可（申出書による同居家族による申請、委任状による代理人による申請、または郵送で申請し代理人受領も可） |

2.7.2 旅券(Passport)手続時の必要書類

| 新規（切替）発給 | |
|----------|--|
| 必要書類 | <p>(1) 一般旅券発給申請書（10年用または5年用）－1通</p> <p>(2) 現旅券（新生児を除く）</p> <p>(3) 写真－1枚（45mm×35mm、6ヶ月以内に撮影したもの）</p> <p>(4) 戸籍謄（抄）本－1通（発行後6ヶ月以内のもの、現旅券が有効期間中であれば省略可）</p> <p>(5) 旅券返納留保申出書</p> |

| | |
|------|---|
| 申請例 | <p>(1) 有効な旅券を所持していないとき</p> <p>(2) 南アフリカ国内で生まれた子が旅券を必要とするとき</p> <p>(3) 旅券の記載事項のうち姓や本籍地に変更が生じたとき</p> <p>(4) 有効な現有旅券を返納して、新たに旅券の発給を希望する方で、次にいずれかに該当する場合</p> <p>(a) 旅券の残存有効期間が1年未満、または労働・滞在許可取得に必要な残存有効期間が足りないとき</p> <p>(b) 査証欄の余白がなくなったとき</p> <p>(c) 旅券を損傷したとき</p> <p>(d) 米国への渡航などのため IC 旅券に変更したいとき</p> |
| 手数料 | <p>・10年パスポート 1,450 ランド</p> <p>・5年パスポート 1,000 ランド(申請時に12歳未満の方は550 ランド)</p> |
| 交付日数 | 申請日の翌々日(土、日、祝日を除く) |
| 代理申請 | <p>(1) 旅券申請時</p> <p>配偶者、親族または特に指定する者が代わりに申請書などを提出する場合は、代理申請可能です。この場合、申請書を事前に入手し、申請書裏面の「親族又は指定した者を通ずる申請書等提出申出書」に記入の上で提出頂きます。未成年者が法定代理人(親権者、後見人など)を通じて申請書などを提出する場合は、上記の「申出書」の記入は不要です。</p> <p>当館から遠隔地にお住まいの方は、郵送や宅配便による申請も受け付けます。旅券発給申請書は機械読み取りの都合から所定の用紙を使う必要があります。申請書の入手については、当館領事部にお問い合わせください。</p> <p>(2) 旅券受領時</p> <p>本人確認のため、申請者ご本人に当館または出張領事サービス会場までお出でいただきます。</p> |

2.7.3 身分上の事項に関する証明

出生、婚姻、離婚、死亡、戸籍記載事項の証明など、日本の戸籍を基に身分上の事柄を英語で証明します。南アフリカ国内での労働許可、滞在許可、学校の編入学などに使用されます。

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 身分上の事項に関する証明 | |
| 必要書類 | <p>(1) 旅券</p> <p>(2) 戸籍謄(抄)本・・・1通</p> |

| | |
|------|--|
| | (3) 証明申請書・・・1通 |
| 申請条件 | 日本国籍者を有する方のみ申請可。なお、証明の対象は戸籍に記載されている方のみ |
| 手数料 | 110 ランド（但し年金受給手続のための申請の場合は無料） |
| 交付日数 | 申請日の翌々日（土、日、祝日を除く） |
| 代理申請 | 可。 |

2.8 就労日本人に同行する家族について

① 労働許可等を得た外国人の家族（Relatives Permit）

労働許可等を得た日本人の扶養家族としての滞在となった場合、労働許可の期限まで滞在することが許されます。有効期間は24カ月以内とされております。同行した家族は南アフリカ国内での労働はできませんが、南アフリカへ入国後、労働許可を申請することは可能です。学齢期の家族は下記の Study Permit（留学許可）を取得する必要があります。

労働許可または Visitor's Permit と同時に申請が可能ですが、提出書類が異なるため注意が必要です。また、南アフリカ国内で出生した子供も取得する必要があります。

② 留学許可（Study Permit）

南アフリカの教育機関から許可を得た留学生在が3ヶ月以上現地の学校に留学する場合に申請します。また、労働許可等を得た外国人の扶養家族が南アフリカの学校に所属する場合に取得します。全ての申請書類は英語に翻訳する必要があります。

2.9 労働許可更新および労働許可切り替え

2.9.1 労働許可切り替えに必要な書類のうち、日本大使館で取得可能な書類

- ① 警察証明書（Police Clearance Certificate）：18歳未満は取得不要です。
- ② 出生証明書（Birth Certificate）：家族全員分の出生証明書を取得する必要があります。
- ③ 婚姻証明書（Marriage Certificate）：単身赴任者であっても提出を要求される場合があります。

旅券：申請する労働許可、滞在許可の期間より30日以上残存有効期間が必要となります。残存有効期間が十分で無い場合には、許可の期間が短縮されます。

2.9.2 労働許可切り替えに必要な書類のうち、日本大使館以外で取得する書類の例

- (1) 外国の警察証明書
- (2) 移民法の規定から、18歳以降に12ヶ月以上居住した国の全てから取得し、提出する必要があります。
- (3) 健康診断書
- (4) HIV非感染証明書
- (5) 外国人を雇用する必要性を証明する書類
- (6) 日本企業の場合、業務が日本語で行われるとの理由で免除を求めて交渉可能。
- (7) 卒業証明書

※ビザ・パスポート等の情報は予告なく変更されることがございます。
必ず大使館、領事館でご確認ください。

【出所】

・南アフリカ共和国大使館

http://www.sajapan.org/?page_id=90

・在南アフリカ共和国日本国大使館

http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/information_residents/info_workResidence_permit.html

・South Africa Government Services

http://www.services.gov.za/services/content/Home/ServicesforForeignNationals/Temporaryresidence/en_ZA

SECTION 3 税務

- 3.1 対南ア投資に対する南アフリカの法人税の概要
- 3.2 国内源泉所得
- 3.3 法人所得課税の概要
- 3.4 源泉所得税の概要
- 3.5 租税条約
- 3.6 付加価値税の概要
- 3.7 個人税制の概要
- 3.8 その他の主な税金
- 3.9 その他国際取引に係る主な税制

3.1 対南ア投資に対する南アフリカの法人税の概要

3.1.1 進出形態(支店か現地法人か)に対する税制の中立性

南アフリカにおいて事業活動を行う場合、南アフリカでの事業活動から得た利益については、南アフリカで課税されます。ただし、南アフリカに進出する企業の進出形態は異なるため、課税関係が公平を損なう可能性があります。進出形態ごとに課税対象となる所得の範囲が定められています。

南アフリカで設立された法人につきましては、南アフリカ源泉の所得のみならず、他国で発生した所得についても、南アフリカで課税対象となります。また、外国法人の南アフリカ支店につきましては、南アフリカ源泉所得のみが課税対象となり、国際的に二重課税にならないようになっています。

3.2 国内源泉所得

後述するように、南アフリカ居住法人(居住者)であるか非居住者法人(非居住者)であるかという居住性の判定によって、課税対象となる所得範囲が異なってきます。居住法人(居住者)であれば、南アフリカにおいて、国内源泉の所得のみならず、国外源泉の所得、つまり全世界所得に対して課税されることとなりますが、非居住法人(非居住者)であれば、南アフリカ国内源泉所得についてのみが課税対象となります。

3.3 法人所得課税の概要

3.3.1 南アフリカ法人の設立、南アフリカ支店等の開設と税務届

南アフリカ現地法人を設立した際、または新たに南アフリカに支店、駐在員事務所を設置した際には、南アフリカ歳入庁(SARS)に納税者としての登録を行う必要があります。

駐在員事務所については、利益を生み出す活動を前提としていませんが、同様の登録を行う必要があります。

3.3.2 駐在員事務所等の所得

駐在員事務所等の活動は、情報収集活動等といった利益獲得を目的としない活動に限定され、営業活動については制限されています。そのため、駐在員事務所等については、その行為から生じる所得に対して法人税の課税対象とはされません。

ただし、駐在員事務所に駐在する駐在員についての給与支払に関しては、個人所得税等の対象になります。

3.3.3 法人課税所得の範囲

南アフリカにおいて設立された法人は、南アフリカ内国法人とみなされるため、全世界所得について、課税所得の範囲に含まれます。一方、外国で設立された法人については、南アフリカ国内源泉所得のみが課税対象となり、国外源泉所得は課税所得の範囲に含まれません。

| | 内国法人 | 外国法人 |
|-------------|------|------|
| 南アフリカ国内源泉所得 | 課税 | 課税 |
| 南アフリカ国外源泉所得 | 課税 | 非課税 |

3.3.4 課税期間

法人税の課税期間については、法人の定める会計年度を課税期間として採用することができます。

3.3.5 課税所得の算出方法

法人が事業等によって得る所得に対して、南アフリカにおいて法人所得税が課せられます。法人所得税は、課税期間中において得た所得を計算した課税所得に対して所定の税率を乗ずることによって算定されます。南アフリカの課税所得の種類は、収入金額は「事業所得」、「キャピタルゲイン」、「不労所得 (passive income)」の項目によって構成されています。

また、南アフリカ法人が居住者企業に該当するか、または、非居住者企業に該当するかにより、課税の対象となる範囲が異なります。

なお、居住者企業、並びに恒久的施設 (PE : Permanent Establishment) を有する非居住者企業の事業所得については、収入から費用を控除した利益額に対し課税されますが、

恒久的施設のない非居住者企業が稼得する事業所得については推定課税が行われます。

3.3.6 法人所得税の税率

法人所得税の税率は、以下のとおりです。外国法人については 33%の税率が以前は適用されていましたが、2012 年度から内国法人と同様に 28%の税率が適用されます。

| 法人形態 | 税率 |
|-----------------|-----|
| 外国法人の子会社を含む内国法人 | 28% |
| 外国法人の支店 | 28% |

また小規模企業に対しては、以下のような軽減税率を適用することができます。

小規模企業 (Small Company) ※売上高が年間 1,400 万ランド未満の会社

| 課税所得 | 税率 |
|----------------|-----|
| 0～63,556 | 0 |
| 63,557～350,000 | 7% |
| 350,001～ | 28% |

また、売上高が 100 万ランド以下の場合には、零細企業として登録することができ、売上税 (Turnover Tax) が以下の税率で課税されます。

零細企業 (Micro Company) ※売上高が年間 100 万ランド以下

| 課税売上高※ | 税率 |
|-----------------|----|
| 0～150,000 | 0 |
| 150,001～300,000 | 1% |
| 300,001～500,000 | 2% |
| 500,001～750,000 | 4% |
| 750,001～ | 6% |

※課税対象が売上高であることに注意

3.3.7 キャピタルゲイン課税

キャピタルゲイン税 (CGT : Capital Gain Tax) が 2001 年に導入されています。法人の場合には、稼得したキャピタルゲインのうち 66.6%分が課税所得に算入され、通常の法人税率が課税されます。

3.3.8 二次法人税の廃止

2012年4月以前までは配当を行う場合、配当者に対して10%の税率が課せられる二次法人税（STC：Secondary Tax on Companies）という制度がありましたが、2012年4月以降同制度は廃止されました。

現在は他国と同様に、配当時には源泉税が課税されることとなります。配当を支払う側が配当金額の15%（租税条約締結国であれば優遇税率の適用あり）を源泉徴収して税務署へ納付する義務が生じます。

3.3.9 税務上の減価償却費

固定資産を購入した場合の減価償却費について、定額法が適用されます。償却率の例は以下のとおりです。

| 資産区分 | 償却率 |
|---------------------|----------|
| オフィス用備品 | 3年 or 5年 |
| コンピューター（サーバー） | 5年 |
| コンピューター（パソコン） | 3年 |
| コンピューターソフトウェア（パソコン） | 2年 |
| 乗用車 | 5年 |

また、一定の資本投資については、資本控除（Capital allowance）が認められており、投資額に以下の償却率を乗じた金額を課税所得から控除することができます。

| 資産区分 | 償却率 |
|-----------------------|-------------------------------|
| 機械装置（製造用） | 初年度：40% 2～4年目：20% |
| 機械装置（農業用、バイオ製品用、R&D用） | 初年度：50% 2年目：30% 3年目：20% |
| 製造用、商業用建物 | 5% |

3.3.10 繰越欠損金

繰越欠損金は無期限に繰り越すことができ、将来の課税所得と相殺することが可能です。ただし、繰越欠損金の還付は認められていません。

3.3.11 税務申告と納付

法人は、課税年度の終了日から 12 カ月以内に申告書を提出する必要があります。

3.3.12 予定納付

課税年度の開始日から 6 ヶ月以内に年間の法人税額（予定）の 50%を納付し、また課税年度末日までに年間の法人税額（予定）の全額を納付する必要があります。もし予定納付額が確定税額に満たない場合には、課税年度終了後 6 ヶ月以内に差額を納付しなければなりません。

3.4 源泉所得税の概要

源泉徴収制度とは、支払いの際に支払い者が所得者の代わりに所得税を徴収して納付する制度をいいます。源泉徴収税は個人・法人に関係なく課税対象となる一定の所得が支払われる場合に課税され、所得の種類やその所得の受領者の居住区分等によって取扱いが異なります。

3.4.1 南アフリカの源泉徴収

源泉徴収の税率は国内法で定められていると同時に、南アフリカと日本の間で締結されている租税条約にある税率の、どちらか有利な方を適用することができます。

3.4.2 源泉徴収の税率

南アフリカにおける源泉税率は 2012 年 4 月 1 日以降、種々の改正が行われているところであり、税率変更の時期が何度か変更になっております。2014 年 3 月 1 日には、利子に対する源泉徴収が導入され、税率は 15%に設定される予定です。また、非居住者に対するロイヤルティの支払いに係る源泉税率については、12%から 15%へと変更される予定です。

2013 年 3 月現在の源泉徴収税率は以下のとおりです。

| 項目 | 居住者 | 非居住者 | 日本との租税条約 |
|-------------|-----|-------------------|-----------------------|
| 配当金 | — | 15% | 5%or15% ^{※1} |
| 利子 | — | 0% ^{※2} | 0% |
| 使用料（ロイヤルティ） | — | 12% ^{※3} | 10% |

※1 配当を支払う会社の株式を 25%以上所有し、かつ、当該法人の株式を利益分配に係る課税年度の終了の日に先立つ 6 カ月の期間を通じ所有している場合、5%の源泉税率を適用

することができます。また、その他の法人につきましては、15%の源泉税率が定められています。

※2 利子に対する源泉税率は、2014年3月1日より15%になる予定です。

※3 ロイヤルティに対する源泉税率は、2014年3月1日より15%になる予定です。

3.5 租税条約

南アフリカは所得税に対する国際的な二重課税の回避、脱税の防止を目的として現在 71 カ国と租税条約を締結しています。締結国については、以下の通りとなります。

| | |
|---------|--|
| アジア | 日本、中国、韓国、台湾、タイ、シンガポール、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン |
| 北米 | カナダ、アメリカ合衆国など |
| 中南米 | ブラジル、メキシコなど |
| アフリカ・中東 | エジプト、イラン、チュニジア、アルジェリア、ボツワナ、コンゴ共和国、エチオピア、ガーナ、クウェート、レント、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、ルワンダ、サウジアラビア、セーシェル、スワジランド、タンザニア、チュニジア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ |
| ヨーロッパ | フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、イギリス、ロシア、ベラルーシ、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、イスラエル、ルクセンブルグ、マルタ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ |
| その他の国 | オーストラリア、ニュージーランドなど |

3.6 付加価値税の概要

南アフリカにおける付加価値税(value added tax)は 1991 年付加価値税法(Value Added Tax Act,1991)に定められています。付加価値税とは、日本でいう消費税のことです。付加価値税は商品とサービスに対して課される税であり、南アフリカでは、原則 14%の税率で課税されます。

3.6.1 税率と課税対象取引

付加価値税率は原則 14%となっています。ただし、輸出取引の場合は免税になるなど、一定の取引については免税、もしくは軽減税率が適用されます。

課税対象となる取引は、南アフリカにおける商品及びサービスの提供、もしくは商品・サービスの輸入取引が対象となっています。

3.6.2 納税義務者

年間の取引額が 100 万ランドを超える場合には、付加価値税の納税者登録を行う必要があります。

3.6.3 申告・納付

付加価値税の納税義務者は、2 カ月ごとに申告納付する必要があります。ただし、年間売上高が 3,000 万ランドを超える場合は、毎月申告納付しなければなりません。申告納付は課税期間末日から 25 日以内に行う必要があります。

3.7 個人税制の概要

3.7.1 課税期間

個人所得税の課税期間は、3 月 1 日から翌 2 月末日までの 12 カ月間となっております。

3.7.2 居住概念と課税所得

(1) 居住者

税務上の居住者の判定については、通常の居住者 (Ordinary resident) であるか、滞在期間テスト (Presence test) のいずれかを用いて判定されます。

通常の居住者については明確な定義は所得税法上ありませんが、恒常的な住居を有している場合には居住者に該当するという過去の判決があります。一方、滞在期間テストについては、所得税法上、①課税年度及び直近の 5 課税年度の各年において 91 日を超えて南アフリカに滞在し、かつ②直近 5 課税年度のうち 915 日以上の期間にわたって南アフリカに滞在した者は、居住者と判定されます。

居住者に該当する者は、南アフリカ源泉所得のみならず、全世界所得に対して課税されます。

(2) 非居住者

非居住者は居住者以外の者であり、南アフリカ源泉所得についてのみ課税されることになります。

3.7.2 主な国内源泉所得

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 給与所得 | ・ 国内で発生した賃金 ・ 政府や地方行政が支払う賃金 |
| 事業所得 | ・ 国内で行われた事業からの収入 |
| キャピタルゲイン | ・ 資産の譲渡などにかかる収入で、国内において発生したもの |
| 配当 | ・ 居住者（企業）から支払われるすべての配当 |
| 保険金 | ・ 海外の保険会社から支払われていないもの |
| ロイヤルティ | ・ 居住者（企業）から支払われるもの（PE を通じて、国外で居住者によって行われるビジネスのロイヤルティ） ・ 非居住者（企業）が国内 PE によって生じるロイヤルティ |
| 不動産所得 | ・ 不動産の賃貸や天然資源の採掘や利用の権利を含む不動産上のあらゆる権利から生じる所得 |
| 土地財産や権利からの所得 | ・ 所有している土地から生じる利益、伐採などから生じる利益 |
| 株式 | ・ 株式譲渡から生じる利益 |

3.7.3 雇用者による源泉徴収

雇用者は従業員に対する毎月の給与支払時に、個人所得税を源泉徴収し、翌月 7 日までに月次申告書（THE EMPLOYER MONTHLY DECLARATION (EMP201)）と共に納付しなければなりません。また課税年度が終了後（2012-13 年度の場合は、2013 年 4 月 1 日～5 月 31 日）に、課税年度における源泉徴収額を記載した Employer Reconciliation Declaration (EMP501) 及び Employee Tax Certificates [IRP5/IT3(a)s]を税務局（SARS）に提出するとともに、従業員に対しても employees'tax certificate (an IRP5/IT3(a))を提出する必要があります。

3.7.4 個人所得税率

課税所得に対して、以下の累進税率を適用して税額を算出します。ただし、キャピタルゲインについては稼得した所得のうち 33.3%分のみが課税所得に算入される点に注意が必要です。

| 課税所得 | 税率 |
|-----------------|-----|
| 0～160,000 | 18% |
| 160,001～250,000 | 25% |
| 250,001～346,000 | 30% |
| 346,001～484,000 | 35% |
| 484,001～617,000 | 38% |
| 617,001～ | 40% |

ただし、年間の課税所得が以下の金額以下の場合には所得税が課税されません。

| | |
|---------|---------|
| 65歳以下 | 63,556 |
| 65歳～75歳 | 99,056 |
| 75歳以上 | 110,889 |

3.7.5 申告・納付

すべての納税義務者は、確定申告を行わなければなりません。2011-12年度の課税所得に係る確定申告の期限は以下のとおりでした。

| | |
|------------------------|-------------|
| 紙ベースで申告書を提出する場合 | 2012年9月28日 |
| 電子申告を行う場合（予定納付をしていない者） | 2012年11月23日 |
| 電子申告を行う場合（予定納付をしている者） | 2013年1月31日 |

また、給与以外の所得を得ている者は、年に2回予定納付をしなければなりません。1回目は課税年度の開始日から6ヶ月以内、2回目は課税年度終了の末日前にそれぞれ納付を行う必要があります。

3.8 その他の主な税金

3.8.1 関税

南アフリカ国内に輸入される物品については、輸入関税が課税されます。関税率につい

ては、関税物品税法（Customs and Excise Act, 1964）の別表に定められており、以下の Web サイトでも確認することができます。

<http://www.sars.gov.za/home.asp?pid=2630>

3.8.2 物品税

燃料、タバコ製品、アルコール、乗り物、電化製品など南アフリカ国内で生産される特定の物品については、物品税（Excise Duty）が課税されます。

3.8.3 譲渡税

不動産を取得する場合には、譲渡税（Transfer duty）が課税されます。個人の場合は以下の累進税率が適用され、会社の場合は 8%のフラットレートが適用されます。なお、付加価値税の課税対象取引に対しては譲渡税は課税されません。

| 譲渡額(ランド) | 税率 |
|---------------------|----|
| 0～600,000 | 0% |
| 600,001～1,000,000 | 3% |
| 1,000,001～1,500,000 | 5% |
| 1,500,001～ | 8% |

3.8.4 有価証券譲渡税

有価証券の譲渡に対しては、有価証券譲渡税（STT: Securities Transfer Tax）が課税されます。税率は一律 0.25%です。

その他、贈与税（Donations Tax）や相続税（Estate duty）、航空旅客税（Air Passenger Tax）、ダイヤモンド輸出税（Diamond Export Levy）や環境税などの税金が定められています。

3.9 その他国際取引に係る主な法人税制

3.9.1 移転価格税制

南アフリカにおける、移転価格税制の課税対象となるのは、20%以上の資本関係のある国外関連者との取引であるか、もしくは、実質的な支配関係にある国外関連者との取引が対象となります。

移転価格を指摘された場合のペナルティーとしては、追徴税額として最大 200%の税額が課せられることがあります。

また、事前確認制度については規定されておらず、相互協議についてもその実績は十分ではないため、独立企業間価格の算定には注意する必要があります。

3.9.2 過小資本税制

過小資本税制とは、資本金の額に対して、国外関連者からの借入額を制限する制度です。従来は資本金の 3 倍の額を超える借入金に対する支払利息は、法人税の計算上損金に算入されないという制度がありました。しかし、2012 年の移転価格税制の改正によりこの基準はなくなり、独立企業間価格 (Arm's length price) と比較して検証されることが提案されていますが、明確な基準は現在のところ公表されていません。

【出所】

South Africa Revenue Service

<http://www.sars.gov.za/>

SECTION 4 人事・労務

- 4.1 法律の適用
- 4.2 求人
- 4.3 労働契約
- 4.4 賃金
- 4.5 労働時間・休憩・休日
- 4.6 休暇
- 4.7 就業規則
- 4.8 安全衛生
- 4.9 解雇
- 4.10 社会保障制度
- 4.11 黒人権利拡大政策と雇用均等法
- 4.12 南アフリカの安全システム

4.1 法律の適用

南アフリカ共和国（以下、南アフリカ）の法体系は日本の労働基準法にあたる、雇用基準法「BASIC CONDITIONS OF EMPLOYMENT ACT, 1997」を中心とし、雇用均等法（EMPLOYMENT EQUITY ACT）、労働関連法（LABOUR RELATIONS ACT）等で構成されています。

雇用基準法は2002年に改正され、2010年1月15日には雇用基準法43条（子供の就業禁止）、44条（15歳以上の子供の就業）についての附則、子供の危険業種への就業規制「Regulation on Hazardous work by Children in South Africa, 2010」が公布されるなど、労働に係る法整備が進められています。

これらの法律は南アフリカで働く外国人労働者を含むすべての労働者に適用されます。判例によれば、違法就労者にも適用されるとの判決が出ています。ただし、政府の防衛機関・研究機関・秘密機関に所属する労働者やボランティアに従事する者は適用除外となります。

4.2 求人

4.2.1 求人の方法

南アフリカでは ESSA と呼ばれる労働局が運営する求人サイトがあります。

求職者はこの ESSA に登録して求職活動をすることができますし、求人者は雇用保険番号(UIF reference number、UIF=Unemployment Insurance Fund)を取得することによっ

て、求人活動を行うことが可能です。ESSA は英語で利用することができるため、企業にとっては有用なサイトとなります。

雇用保険に登録していない雇用者は雇用保険番号（UIF reference number）を取得していないためサイトを利用することができませんが、雇用者には半強制的に雇用保険の加入義務¹があるため、ほとんどの雇用者は ESSA を使用することが可能です。

ESSA を利用する以外の求人方法としては、民間の人材紹介企業を利用する等の方法があります。民間で作成している求人サイトにおいても英語で利用できるサイトが多いため、ESSA 以外の媒体を通じて求人活動を行うことは可能となっています。

4.2.2 南アフリカの求人サイト

下記、南アフリカにおける求人サイトを記載しています。

【ESSA】 労働局が運営する求人サイト

<https://essa.labour.gov.za/EssaOnline/WebBeans/?wicket:bookmarkablePage=wicket-0:za.gov.labour.essa.web.online.MainHomePage>

【DRAKE International】 サイト上部の country を『South Africa』

<http://au.drakeintl.com/default.aspx>

【career JET】

<http://www.careerjet.co.za/sars-jobs.html>

【D・A・V professional placement group】

<http://www.dav.co.za/>

【JOANNE'S PLACEMENT】

<http://www.jplacements.co.za/>

【recruitment direct】

<http://www.recruitmentdirect.co.za/>

【jobs.co.za】

<http://www.jobs.co.za/>

4.2.3 求人にかかる法律

¹雇用保険（UIF）加入義務…月に 24 時間を超えて勤務をする労働者がいる雇用者

15歳未満の年少者を労働させることは禁止されています。また、18歳未満が年少者とされ、雇うには制約があるため、15歳～18歳の労働者を雇う際には注意が必要です。以下、年少者（15歳～18歳）を雇う場合の禁止事項になります。

- ・15歳以上のものであっても、義務教育期間中のものを働かせること
- ・年齢にふさわしくない仕事をさせること
- ・年少者の健康、教育等に悪影響を及ぼすと考えられる仕事をさせること

年少者の規制に違反しないために、雇用の際の年齢確認は必須となります。

4.3 雇用契約

雇用者は、雇用契約を締結する際には、以下の事項を労働者に明示しなければなりません。

- ・雇用者の会社名と住所
- ・当該労働者の役職と職種
- ・当該労働者の勤務地
- ・契約開始日
- ・1週間の就業日数と1日の就業時間
- ・賃金と給与の計算方法
- ・深夜手当
- ・その他手当
- ・賞与が年に何回支払われるか
- ・賞与に控除額があればその金額
- ・休暇
- ・期間の定めのある雇用契約の場合はその契約終了日
- ・雇用契約についてのデータを労働者がいつでも取得できるようにする旨

雇用契約は書面でなければならないとの規定はありませんが、雇用契約に変更が生じた場合には、雇用者は労働者に対して変更した旨の書面のコピーを送付しなければなりません。

4.4 賃金

4.4.1 賃金の支払原則

南アフリカでは、賃金を支払う際に以下の原則があります。

- ・南アフリカの通貨で支払われること
- ・日払い、週払い、2週間ごと、月払いのいずれかの期間で支払うこと
- ・賃金の支払方法は、現金または小切手もしくは労働者指定の銀行口座への振込であること

また、賃金を支払う際には下記の情報を労働者に伝えなければなりません。

- ・代表取締役の名前と住所
- ・労働者の名前と役職
- ・支払われる賃金の計算期間
- ・支払われる賃金総額
- ・控除がある場合はその項目と金額
- ・手取金額
- ・時間外労働があればその時間と金額
- ・休日労働があればその時間と金額

4.4.2 賃金の控除について

原則として、法律、労働協約、裁判所により認められる場合を除き、賃金よりいかなる控除もすることができません。

また、下記の事項に該当する場合には、労働者の合意を得ることにより賃金から、労働者に対する損失または賠償として控除することができます。

- ・雇用の過程で、労働者の過失により会社が損害を被った場合
- ・控除額の合計が実損額を超えない場合 かつ、その控除額が労働者の給与額の4分の1を超えない場合
- ・給与以外に対して控除する場合は、その内容と数量を明示する必要がある

4.4.3 社会保険料に関する支払い

社会保険料に関して、雇用者が労働者の賃金より保険料を控除した場合、控除後7日以内に保険料を納めなければなりません。

また、雇用者負担分については、労働者の賃金より控除をすることができません。雇用者負担分は、給与の支給後7日以内に納付しなければなりません。

4.5 労働時間・休憩・休日

4.5.1 労働時間

労働時間は週 45 時間と定められており、1 日の労働時間は週 5 日、週 6 日の場合で異なります。

労働時間の規定は以下の通りになります。

| 上限 | 期間 | 労働時間 |
|------------|--------------------|------------|
| 1 週間 45 時間 | 1 週間のうち勤務日数が 5 日以下 | 1 日 9 時間まで |
| | 1 週間のうち勤務日数が 6 日以上 | 1 日 8 時間まで |

労働時間の規定について、以下のいずれかに該当する者は適用除外となります。

- ・管理職
- ・外回り営業に従事するもの
- ・自らの裁量で業務に従事するもの
- ・月の労働時間が 24 時間に満たないもの
- ・年間所得が 115,572 ランドを超えるもの
- ・緊急を要する仕事に従事するもの

4.5.2 時間外労働

雇用者は、労働者に対して以下の時間外労働をさせることは禁止されています。

- ・雇用契約書に記載されている時間以上の残業をさせること
- ・週 10 時間を超えて時間外労働させること
- ・1 日 12 時間を超えて勤務させること（労使の同意があれば 15 時間まで延長可能）

時間外労働手当は 1.5 倍となります。ただし、労使間で合意があれば時間外手当ではなく、代休を付与することが可能です。代休の付与方法は以下の通りです。

| 条件 | 下記①②のどちらか |
|----------------|------------------------|
| 時間外労働 1 時間に対して | ①通常賃金分以上の賃金と 30 分の有給休暇 |
| | ②90 分の有給休暇 |

4.5.3 変形労働時間制

一定の要件を満たせば時間外労働手当を支払わずに 1 日 12 時間まで労働をさせることが可能です（休憩含む）。一定の要件は以下の通りです。

| 条件 | 下記①②のどちらかを満たす場合 |
|--------------|------------------------|
| 週 45 時間以内の労働 | 週 10 時間以上の時間外労働をさせないこと |
| | 週 5 日以上労働をさせないこと |

4.5.4 変形労働時間制② 平均労働時間

労使の同意により、期間を定めて（最大4ヶ月間）、平均労働時間を算出し、時間外労働手当を支払わなくすることが可能です。ただし、以下に上げた取り扱いは禁止されています。

- ・ 合意期間のうち週平均労働時間が45時間を超えること
- ・ 合意期間のうち週平均時間外労働が5時間を超えること

//

例；1/1 6時間労働

1/2 10時間労働

= 平均化して、1日8時間労働とすることにより、残業代を支払わなくて良いとする。

//

4.5.5 食事休憩

6時間以上連続で働かせる場合は、最低1時間の食事休憩を付与しなければなりません。この休憩に対して賃金を支払う義務はありませんが、以下の場合には給与の支払い義務が生じます。

- ・ いつでも仕事に従事できる環境にある食事休憩について
※例外として、職場と労働者の居所が同一の場合を除く

また、労使の合意により、30分まで休憩を減らすことができます。また勤務時間が6時間未満の場合には食事休憩を省くことができます。

4.5.6 休日

休日に関する規定は以下の通りです。

- ・ 原則、1日の休日（仕事が終わってから、次の仕事が始まるまでの間）は12時間空けなければならない。労使の合意により、3時間の食事休憩を与えることを条件として、1日の休日を10時間まで減らすことが可能です。（居所兼勤務地となっていることが条件）。
- ・ 週末の休日は、36時間与えなければならない、日曜日を含むものとする（契約で別段の定めが可能）。労使の合意により、2回分の週末を合わせて60時間の休日とすることができ、または週末の休日を8時間とし、次の週末で埋め合わせを行うことも可能です。

4.5.7 休日手当

法定休日は週1日、日曜日になります。日曜日に出勤した労働者の割増賃金は2倍となります。日曜日が通常勤務となっている場合（例えば、月曜日が休日）は日曜日の賃金が1.5倍となります。日曜日の勤務時間が通常の勤務時間未満の場合でも、通常勤務時間で働いているものとみなして賃金を支払わなければなりません。労働者が日曜日から翌日にかけて勤務した場合には、その勤務期間は日曜日に勤務したものとして給与を支払う必要があります。

4.5.8 深夜労働

深夜労働に該当する時間帯は18:00～翌6:00と定義されます。原則、深夜労働は禁止されていますが、労使の合意があり、かつ以下の要件をすべて満たす場合には、雇用者は労働者に対して深夜労働をさせることができます。

- ・深夜手当等の支払い、または労働時間の短縮
- ・当該労働者が仕事開始時、終了時の交通手段を確保していること

雇用者は、従業員の安全及び衛生上の管理義務があり、一例としては、雇用者負担による健康診断を受けさせることなどがあげられます。健康診断の期間は具体的には決まっておらず『適切な時期』とだけ規定があるため、雇用者の裁量に委ねられています。

4.5.9 祝日（公休日）

原則として、労働者を祝日に働かせることはできません。ただし、雇用契約で別段の定めを設けた場合には、祝日に労働させることが可能となります。

祝日が労働日（通常シフトで労働者が勤務する日のこと）と重なった場合の取扱いは以下の通りとなります。

- ・勤務しなかった場合
→少なくとも通常勤務と同じ賃金を支払わなければならない
- ・勤務した場合
→2倍の賃金を支払う必要あり。もしくは、通常賃金に加算して、この日労働者が受けた金額を支払う。この金額が通常賃金の2倍に満たない場合は、2倍の賃金を支払うことになる。

4.6 休暇

休暇についての規定は1ヶ月間の労働時間が24時間未満の労働者には適用されません。労使の合意により、労働者に有利な休暇を与えることは可能ですが、不利な休暇を付与す

ることは禁止されています。

4.6.1 年次有給休暇

年次有給休暇とは、12 ヶ月働いた場合、もしくは会社規程で指定期間があればその期間働いた場合得られる休暇のことです。付与の方法は以下の通りです。

| 原則 | | 合意により |
|------------------|-----|-------------------------------|
| 21 日間の 年次有給休暇 | または | 当該労働者の就業日数 17 日につき 1 日の有給休暇 |
| | | 当該労働者の就業時間 17 時間につき 1 時間の有給休暇 |

有給休暇の具体的な日にちについては、原則、労使の合意に従いますが、この合意がされていない場合には雇用者が判断することになります。

なお、労働者の申し出により、有給の買い取りも認められています。

4.6.2 有給休暇の金額の計算方法と支払い

有給休暇の金額の計算は、その有給休暇を付与するための起算点時（上記 4.6.1 の 12 ヶ月を計算する始めの日、もしくは会社指定期間の始めの日）の賃金を基準とします。有給休暇中に支払われるべき金額は、原則、労働者が有給休暇を取得する前に支払わなければなりません。労使の合意により別段の定めをすることができます。

4.6.3 傷病休暇

傷病休暇は 36 ヶ月間、同一の雇用者に雇われている労働者に付与されます。この 36 ヶ月の起算点は労働者が入社したとき、もしくは前回の傷病休暇明けから起算されます。

労働者は、傷病休暇 6 週間まで有給の傷病休暇を取得することができます。雇用後、最初の 6 ヶ月間については 26 日につき 1 日の傷病休暇を取得することができます。

労働者が傷病休暇を連続 2 日以上取得する場合、または 8 週間以内で合計 2 日以上傷病休暇を取得する場合には、医者（医師）の証明書を使用者に提出しなければなりません。

4.6.4 産休

出産予定日の 4 週間前を起算点に、4 ヶ月間の産休が認められています。また医者（医師）の証明書があれば、この期間を延長することができます。

産後の休暇は 6 週間、医者（医師）の証明書がない限り働くことができません。

産休を受けるものは使用（雇用）者に産休開始日と仕事復帰日について書面で通知しなければなりません。この通知は少なくとも産休開始日の 4 週間前に通知する必要があります。よって、産休開始日の 4 週間前までに『産休開始日と仕事復帰日』を記載した書面を使用（雇用）者に通知しなければなりません。

4.6.5 育児休暇

雇用者は、妊婦および産後の 6 ヶ月以内の女性に対して、過酷な労働下におくことは禁止されており、労働条件に関してもいくつかの選択肢を用意しなければなりません。

4.6.7 慶弔休暇

南アフリカでは慶弔休暇が認められています。慶弔休暇期間中は有給休暇として、通常の賃金が支払われます。慶弔休暇取得が認められている労働者は 4 ヶ月以上同一の雇用者のもとで働いており、週 4 日以上勤務している労働者が該当します。

以下のいずれかに該当した場合に、労働者は 3 日間を慶弔休暇として取得することができます。

- ・当該労働者に子供が生まれたとき
- ・当該労働者の子供が病気になったとき
- ・当該労働者の配偶者が死亡したとき
- ・当該労働者の近親者が死亡したとき

労働者が慶弔休暇を受けるには、上記の項目を証明するものを使用者に提出しなければなりません。また、労使協定により慶弔休暇の延長をすることが可能で、半日単位で慶弔休暇を使うこともできます。

4.7 就業規則

就業規則の作成は法制化されていません。しかし、会社内の規則として多くの企業で Disciplinary code, Regulation, Policies としてルールを設けています。

4.8 安全衛生

安全衛生に係る法律は、1994 年に公布された安全衛生法 (The Occupational Health and Safety Act (OHSA)) により規定されています。規定項目としてトイレ、更衣室、応急設備、給水、清掃、衣服、機械操作、梱包、はしご、火器、喚起、照明、温度、騒音、アスベスト等の取扱方法が記載されています。

4.8.1 適用範囲

船員・地雷除去に従事するものを除き、南アフリカで働くすべてのものに適用されます。船員・地雷除去で働くものは別法で規定されます。

4.8.2 労働者の責務

労働者は細心の注意を払い業務に従事すること、安全でないと判断したものは雇用者への報告義務があり、職場環境を変える努力をしなければなりません。この注意義務と報告義務を怠り、会社に損害を与えてしまった場合には、雇用者は労働者に損害の請求をすることができます。

4.8.3 雇用者の責務

雇用者は労働者が安全かつ健康的に労働できる環境を提供しなければなりません。潜在的な危険を把握し、その除去に努める義務があります。この目的を達成するために労働者に必要な命令をすることができます。具体的な雇用者の責務は以下の通りです。

- ・安全管理責任者の任命
- ・安全管理責任者とのミーティング
- ・危険な場所を周知させること
- ・修繕、防護が必要な場所の改善
- ・危険予防のために機械等の使い方などの安全指導をすること
- ・機械等が正常に動作するように確認業務をすること
- ・機械等の危険性を周知させること
- ・誰が安全管理責任者か周知させること
- ・緊急時の出口を常に確保しておくこと
- ・当局の調査が入る際に証拠を隠滅しないこと

なお、調査官は雇用者に対して安全管理ができているかを確認する権限を持ちます（レポートを求める、立ち入り調査に入る等）。

4.8.4 安全管理責任者

常時 20 人以上の労働者を有する雇用者は、安全管理責任者を 1 人置くことが推奨されています。労働者 50 人ごとに雇用者は、少なくとも 1 人の安全管理責任者を置かなければなりません。雇用者には安全管理責任者を指名したことについて、責任の範囲と選任方法を明示しなければなりません。

4.8.5 安全管理委員会

2 人以上の安全管理責任者を有する事業所（労働者 100 人以上）は安全管理委員会を置かなければなりません。この労働管理委員会は 3 ヶ月毎の開催が義務付けられており、安全管理に関する決定権を持ちます。

4.8.6 安全衛生法 (The Occupational Health and Safety Act (OHSA))

安全衛生法には労働局の役割が規定されています。この法律により、労働局の調査官が事業所に立ち入り調査をする権限が認められています。

調査官は、この法律を違反したものを罰する権限を有し、この罰則に不満がある場合は、労働局の長、もしくは裁判所に異議を申し立てることになります。

雇用主の安全衛生法違反により、労働者が怪我を負った場合、雇用者は最大 100,000 ランド (約 1,050,000 円) の罰金、もしくは最大 2 年の懲役が科されることになります。

4.9 解雇

4.9.1 解雇

南アフリカでは、解雇することに合理的理由があり、かつ雇用者と労働者の代表が合意することで、解雇することができます。解雇した場合は、雇用者は労働者に対して以下の項目を書面により通知しなければなりません。

- ・労働者削減の理由
- ・労働者削減以外の選択肢を選ばなかった理由
- ・残った社員の選考基準
- ・解雇実行日
- ・解雇手当金額
- ・再雇用の可能性

雇用者の一方的な解雇による場合は、最後の給料日に以下の金額を支払わなければなりません。

- ・残存給与額
- ・残存賞与額
- ・通知なしで解雇した場合は、解雇通知期間の賃金 (下記参照)
- ・退職手当 (1 年勤務につき最低でも 1 週間分の手当)

4.9.2 解雇通知期間

- ・雇用期間 4 週間未満の場合 : 1 週間前
- ・雇用期間 4 週間~1 年未満 : 2 週間前
- ・雇用期間 1 年以上の場合 : 4 週間前

4.9.3 不当解雇

以下の理由で解雇された場合は不当解雇とみなされます。

- ・ストライキに参加したこと
- ・差別
- ・会社に異議を唱えたこと
- ・妊娠したこと
- ・年齢

4.9.4 解雇の流れ

解雇までの流れとして、2つのパターンがあります。

- ①解雇通知期間前に解雇予告をする
- ②通知期間内に得られたであろう賃金を支給して、予告なしに解雇する

雇用者の経営上の理由により解雇することも可能ですが、その際には 4.9.1 の一方的な解雇にあたるため、退職手当等を支給しなければなりません。退職手当で労働者と紛争になった場合には、以下の手続きによることになります。

| | | | | |
|------------------------|---|----|--------|-------|
| | | 低い | 紛争の度合い | 高い |
| 紛争当事者は当該審議会の登録範囲内である場合 | 公共サービス交渉審議会 (Public Service Co-ordinating Bargaining Council) による調停 | | 仲裁 | 労働裁判所 |
| 上記以外 | 労使調停委員会 (CCMA: The Commission for Conciliation Mediation and Arbitration) による調停 | | | |

基本的に解雇に正当な事由があり、かつ解雇予告をしていれば不当解雇には当たりませんので、解雇の際には、退職予告もしくは手当を正当にすることが重要になります。

4.10 社会保障制度

南アフリカの社会保障は SASSA(South African Social Security Agency)が管轄しており、社会保険負担率は雇用者負担率が 2%、労働者負担率は失業保険 (UIF、上記参照) に対す

る1%のみとなっています。

社会保障は大きく分類すると3つに分けられます。

- ・ 社会保険（老齢手当・障害者手当・老兵手当）
- ・ 雇用保険（UIF、4.2.1 参照）
- ・ 養育手当（養子手当、扶養手当、子供手当）

被保険者には13桁の番号が割り振られ、この番号で受給の管理を社会保険局が行っています。以下、各種社会保険について記載していきます。

老齢手当

Grant for Older Persons

| | |
|-------------|--|
| 受給要件 | <ul style="list-style-type: none">・ 南アフリカの居住者、または永住権を持つもの・ 男性の場合、63歳以上・ 女性の場合、60歳以上・ 配偶者は資産調査（下記 4.5.1 参照、以下同）により受給の可否が決まる・ 他の社会保険（障害者手当、老兵手当）を受給している場合は受給不可 |
|-------------|--|

障害者手当

Disability Grant

| | |
|-------------|--|
| 受給要件 | <ul style="list-style-type: none">・ 南アフリカの居住者、または永住権を持つもの、もしくは難民認定されているもの・ 18歳～59歳に該当するもの・ 障害者であることの証明書・ 上記の証明書は申請日以前3ヶ月以内のものでなければならない・ 配偶者は資産調査により受給の可否が決まる・ 他の社会保険（老齢手当、老兵手当）を受給している場合は受給不可 |
|-------------|--|

老兵手当

War Veteran's Grant

| | |
|-------------|--|
| 受給要件 | <ul style="list-style-type: none">・ 南アフリカの居住者、または永住権を持つもの・ 60歳以上かつ障害を有していること・ 第二次世界大戦もしくは朝鮮戦争に参戦しているもの・ 配偶者は資産調査により受給の可否が決まる・ 他の社会保険（老齢手当、障害者手当）を受給している場合は受給不可 |
|-------------|--|

養子手当

Foster Child Grant

| | |
|------|--|
| 受給要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・養親は南アフリカの居住者、または永住権を持つもの、もしくは難民認定されているもの |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所は養親を指定することができる ・受給要件に養親の収入は含まれないため、高額所得者であっても養子手当を受給することができる。資産調査適用除外 |

扶養手当

Care Dependency Grant

| | |
|------|---|
| 受給要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・親もその子供も南アフリカに居住者でなければならない ・子供とは 18 歳未満の者をいう ・両親は資産調査により受給の可否が決まる |
|------|---|

子供手当

Child Support Grant

| | |
|------|--|
| 受給要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・主たる養育者は南アフリカの居住者、もしくは永住権を持っていないなければならない ・両親とその子供は南アフリカ居住でなければならない ・子供とは 1993 年 12 月 31 日以降に生まれた者をいう ・両親は資産調査により受給の可否が決まる ・6 人以上子供を有する場合、6 人目以降に子供手当の適用はない |
|------|--|

4.10.1 資産調査 (Means test)

資産調査 (Means test) とは社会保険局 (SASSA) が、社会保険受給資格があるかどうかを評価する制度のことです。資産・年収を対象に調査され、基準金額に達する資産・年収がある者は社会保険を受給することはできません。毎年 4 月 1 日に基準金額が公表されます。2012 年 4 月 1 日の基準価額は以下の表になります。

| | 配偶者の有無 | 単位：ランド |
|------------------------------|--------|-----------|
| 資産基準 (老齢手当、障害者手当、老兵手当が対象) | 無 | 792,000 |
| | 有 | 1,584,000 |
| 年収基準 (老齢手当、障害者手当、老兵手当が対象) | 無 | 47,400 |
| | | 94,800 |
| 子供手当 | 無 | 33,600 |

| | | |
|------|---|---------|
| | 有 | 67,200 |
| 養子手当 | | 資産調査なし |
| 扶養手当 | 無 | 144,000 |
| | 無 | 288,000 |

4.11 黒人権利拡大政策

南アフリカで事業をする際に避けては通れないものが黒人権利拡大政策（Black Economic Empowerment以下BEE政策）です。南アフリカでは黒人が虐げられてきた歴史から、憲法で雇用の平等を定め、さらに積極的な雇用政策を掲げています。これはアフターマティブ・アクション（積極的差別是正措置）と呼ばれるもので、南アフリカの特徴的な政策です。

BEE政策の適用を受けるのは以下のいずれかに該当している黒人の者になります。

- ・南アフリカで生まれている者
- ・南アフリカで生まれて亡命した先祖を有する者
- ・アパルトヘイト終了後に南アフリカで生まれており、アパルトヘイトが現存していたら不利益を受けたであろうことが予想される者
- ・新憲法の発足前に南アフリカ市民となった者

BEE政策はBroad-Based Black Economic Empowerment Act (B-BBEE法)を基礎とし、数多くの関連法からなる政策です。特に雇用均等法（Economic Equity Act）の第3章ではアフターマティブ・アクションの項目があり、12条～27条で積極的雇用が規定され、雇用均等法に沿った雇用政策の策定が雇用者には義務付けられています。具体的な雇用人数は決まっていますが、雇用者には雇用政策の結果のレポートを提出する義務があり、150人以下の規模の会社は2年ごとに、150人以上の規模の会社は毎年提出しなければなりません。このレポートは年次財務報告書と一緒に公表されます。

4.12 南アフリカの安全システム

南アフリカは、治安問題に関して多くの問題を抱えています。2011年9月発表の犯罪統計による南アフリカの年間の犯罪数は以下のようになっています。

| | |
|------|--------------------------|
| 殺人 | 15,940 件（1日当たり 43.6 件） |
| 殺人未遂 | 15,493 件（1日当たり 42.4 件） |
| 武装強盗 | 101,463 件（1日当たり 277.9 件） |

| | |
|-----|---------------------------|
| 強盗 | 54,883 件 (1 日当たり 150.3 件) |
| 性犯罪 | 66,196 件 (1 日当たり 181.3 件) |

特にヨハネスブルグは世界的に見ても最も治安の悪い犯罪都市の一つに数えられています。プレトリア、ケープタウン、ダーバン等の大都市部も状況は同じで、ハウテン州（ヨハネスブルグ、プレトリアが所在）、西ケープ州（ケープタウンが所在）、クワズル・ナタール州（ダーバンが所在）の3州では、南ア全体比で、殺人事件の 59.1%、住居侵入強盗事件の 73.5%、性的犯罪事件の 56.4%とそれぞれ高い割合で発生しています。国内に銃器が氾濫しているため、たとえ軽微な犯罪であっても、銃器を所持している者の犯行が目立つというのが特徴です。

犯罪が多いことに加えて、失業・貧困を背景とした大規模デモが長期化することが多く、南アフリカで事業を開始する際には治安の面を十分考慮しなければなりません。

4.12.1 主要な緊急連絡先

決して治安が良いとは言えないため、万が一の際には下記の緊急連絡先は控えておく必要があります。

- ・ 警察 10111 (全国共通)
- ・ 救急 10177 (携帯電話 112)
- ・ 消防 10177 (ケープタウンは 107、携帯電話 112)
- ・ 日本大使館 012-452-1500 (時間外共通)
- ・ 在ケープタウン駐在官事務所 021-425-1695

【出所】

- ・ 南アフリカ労働局

<https://www.labour.gov.za/DOL>

- ・ 南アフリカ社会保険局

<http://www.sassa.gov.za/>

- ・ 外務省

http://www.anzen.mofa.go.jp/manual/south_africa.html

SECTION5 商標と意匠

- 5.1 商標法と意匠法
- 5.2 南アフリカの商標制度の概要
- 5.3 商標登録の効果と有効年数
- 5.4 登録の取消制度
- 5.5 商標の出願から登録まで
- 5.6 商標の国際登録制度
- 5.7 意匠の保護制度
- 5.8 意匠の出願から登録まで

5.1 商標法と意匠法

南アフリカの商標制度は、商標法（ Trade Marks Act 194 of 1993 ）によって定められています。

商標とは、ある者が商品やサービスに使用する「標章」（スローガン、ロゴ、図形）のことで、商標を登録することによって他人と同一又は類似の商品やサービスと識別することができます。例えば、図形、言葉、文字、形状や模様又は色彩やこれらとの組合せからなる標章は、商標として登録を受けることができます。

商標が登録されますと商標登録者には標章の独占的使用権が与えられます。

一方、意匠制度は、意匠法（ Designs Act 195 of 1993 ）によって定められています。

意匠とは、物品の外観に関するデザインのことです。南アフリカの意匠は、審美的意匠 (Aesthetic Designs) と機能的意匠 (Functional Designs) の 2 種類に分類されます。

意匠法は、新しく創作したデザインを創作者の財産として保護することを目的としており、意匠が登録されると意匠登録者には創作したデザインの独占的所有権が与えられます。

5.2 南アフリカの商標制度の概要

5.2.1 内外人平等の原則

パリ条約は内外人平等の原則を掲げています。南アフリカはパリ条約に加盟しており、当該条約に加盟している南アフリカでも内外人平等の原則が適用されます。加盟国である南アフリカは、自国の国民と同じように、外国人（加盟国のみ）の商標についても保護することが求められます。

5.2.2 先願登録制度の採用

商標法は、ある商標を現実に使用していなくても、将来使用する意思があり、一定の条件さえ備えていれば登録される制度となっています。将来の南アフリカへの企業進出に備えて、自己の使用予定の商標を進出以前に前もって出願の検討をしておくことが重要です。ただし、後述するように登録後 5 年以内にその商標を使用しないと権利が取り消される可能性がありますので注意が必要です。

5.2.3 商標の保護対象（商標の定義）

商標法で保護される商標は次のような商標です。

商標が登録されている場合は、他の者は同じまたは類似の商標を使用できません。使用した場合、法的措置が取られる可能性があります。実際に、米マクドナルド社が、シンボルマークであるMの標章を使用していた南アフリカのファーストフード経営者を訴えたといった裁判事例が起きています。

また、商標法第 43 条は団体商標について規定しています。団体商標は、団体で使用している商品やサービスの商標を保護することを目的としており、企業等多くの団体が団体商標を登録することができます。地名や原産地などは団体商標として登録することができます。

5.3 商標登録の効果と有効年数

5.3.1 登録された場合の効果

正当な権限のない者が登録商標と同一または類似する商標を商品やサービスに使用する行為は、商標権を侵害するものとみなされます。登録商標が侵害された場合、商標登録者は使用者に対して訴訟を提起することができます。

提起された訴訟について、裁判所は以下の決定を下すことができます。

- ・差止命令
- ・商標権を侵害している商品やサービスから標章を除去する命令
- ・損害賠償
- ・損害賠償に代えて、ロイヤルティの支払い命令

5.3.2 商標登録の更新制度

商標権の存続期間は出願日から起算して 10 年をもって満了します。存続期間は 10 年間
ずつ更新することができます。

存続期間を更新するためには、存続期間の満了前 6 ヶ月以内に更新登録申請をしなければなりません。

5.3.3 パリ条約に基づく著名商標の保護

商標法第 35 条はパリ条約に基づく著名商標の認定や保護を規定しています。

南アフリカはパリ条約に加盟しているため、商標登録出願等の手続きを経なくても
著名な商標は、例外的に保護の対象となります。著名商標は、南アフリカ国内のみならず
外国において著名である場合にも保護の対象となります。

5.4 登録の取消制度

登録後一定期間使用されない商標については、その登録取消の請求を待って取り消され
る場合がありますので注意が必要です。具体的には、商標が登録された商品又はサービス
について 5 年以上使用されていないときは、裁判所又は登録官は利害関係人の申請によっ
て登録簿から抹消することができます。

5.5 商標の出願から登録まで

5.5.1 出願および登録の費用

南アフリカでの出願については、国際分類と同様に 1 類から 45 類までの商品やサービス
に分類されており、分類された商品やサービスごとに登録する必要があります。

また、商標登録申請等の費用は以下のとおりです。

(1) 商標登録申請費用

- a. 登録申請費用 590 ランド
- b. 追加登録申請費用 590 ランド (1 クラスにつき)

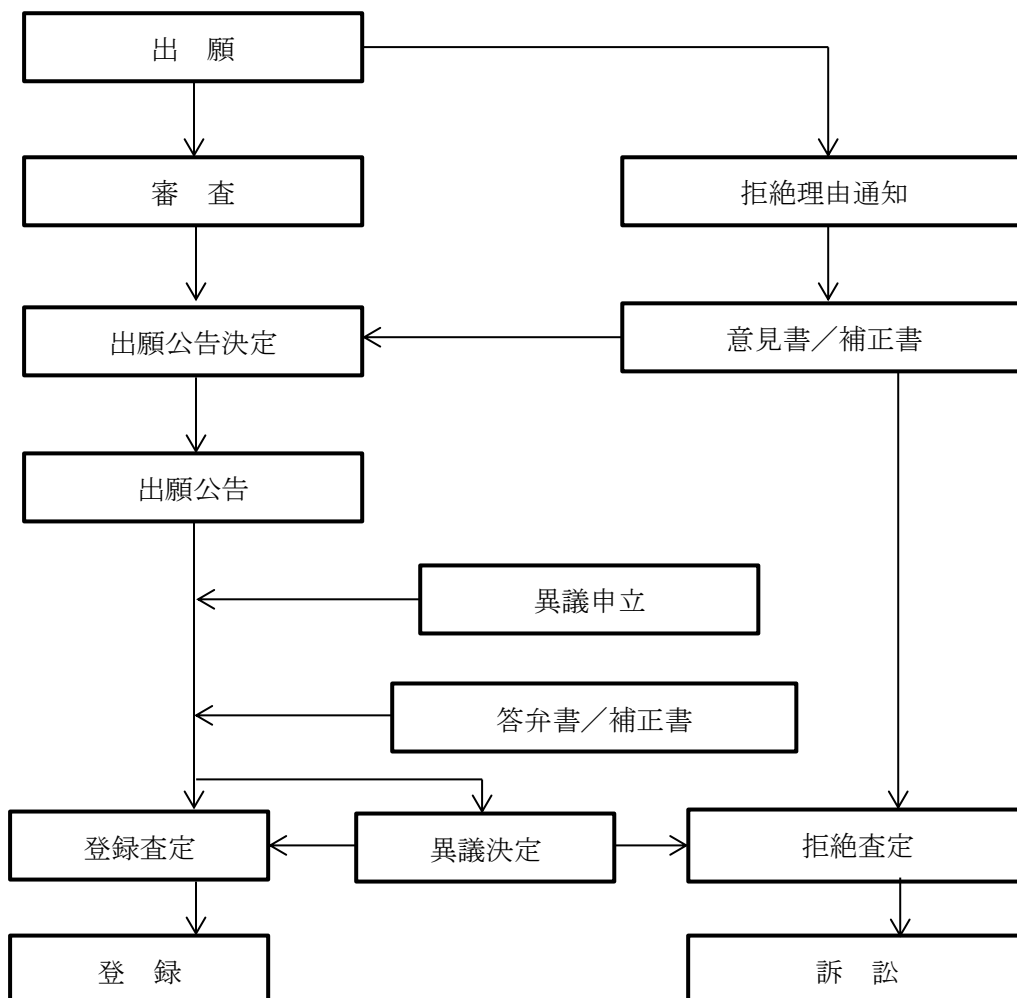
※登録申請が拒否された場合、申請費用は返還されません。

(2) 更新申請費用 260 ランド

※出願に当たっては、弁理士等の専門家とよく相談することを推奨します。
また、最新の出願および登録費用についても専門家等にご相談ください。

5.5.2 出願から登録までの一般的な流れ

出願から登録までの流れは以下のようになっています。



5.6 商標の国際登録制度

南アフリカ共和国に商標を登録したいときは、南アフリカ共和国特許庁に願書を提出する必要がある。日本から南アフリカで商標の保護を求める場合、パリ条約ルートがあります。

5.6.1 パリ条約ルートの出願制度

南アフリカはパリ条約に加盟しています。従って日本から南アフリカで商標の保護を求める場合、日本の商標出願日から 6 ヶ月の優先期間内に、南アフリカへ出願をすることができます。

5.6.2 マドリッド協定に基づく出願登録制度

南アフリカは、マドリッド協定議定書の加盟国ではありません。従って南アフリカに商標を登録したい方は、マドリッド協定による国際商標登録の出願、登録制度を活用することはできません。

5.7 意匠の保護制度

5.7.1 意匠の保護対象

南アフリカの意匠登録は 2 種類に分類されております。

a. 審美的意匠(Aesthetic Designs)

「審美的意匠」とは、物品に適用される意匠であり、視覚に訴えて美的感覚を起こさせる意匠をいいます。

b. 機能的意匠(Functional Designs)

「機能的意匠」とは、物品に適用される意匠であり、視覚に訴えて美的感覚を起こさせる上記の審美的意匠とは異なり、その意匠の機能を保護するための意匠をいいます。

(1) 要件

「審美的意匠」及び「機能的意匠」とともに、工業的生産過程にて量産できるものである必要があります。

(2) 審査基準

「審美的意匠」の場合

i. 今までにない新しい意匠であるか(新規性)

出願前にそれと同一または類似の意匠が存在しないこと、すなわち新規性を備えている必要があります。

ii. 独創的な創作物であるか(独創性)

新規な意匠であっても、独創性が低いと判断される意匠は意匠登録を受けることがで

きません。

「機能的意匠」の場合

i. 今までにない新しい意匠であるか(新規性)

出願前にそれと同一または類似の意匠が存在しないこと、すなわち新規性を備えている必要があります。

ii. 当該技術分野において陳腐でないか

当該技術分野において陳腐性があると判断される意匠は意匠登録を受けることができません。

5.7.2 意匠の保護期間

(1) 審美的意匠の意匠権は登録日または公表日（いずれか早い方）から 15 年です。

(2) 機能的意匠の意匠権は登録日または公表日（いずれか早い方）から 10 年です。

意匠登録は、所定の更新料が所定の期間内に納付されない場合、当該期間の終了時に失効します。ただし、登録官は、申請によりかつ定められる追加手数料の納付を条件として、当該手数料の納付期間を 6 月以内の期間延長することができます。

5.8 意匠の出願から登録まで

5.8.1 出願および登録の費用

(1) 意匠登録申請費用

登録申請費用 240 ランド

(2) 更新申請費用

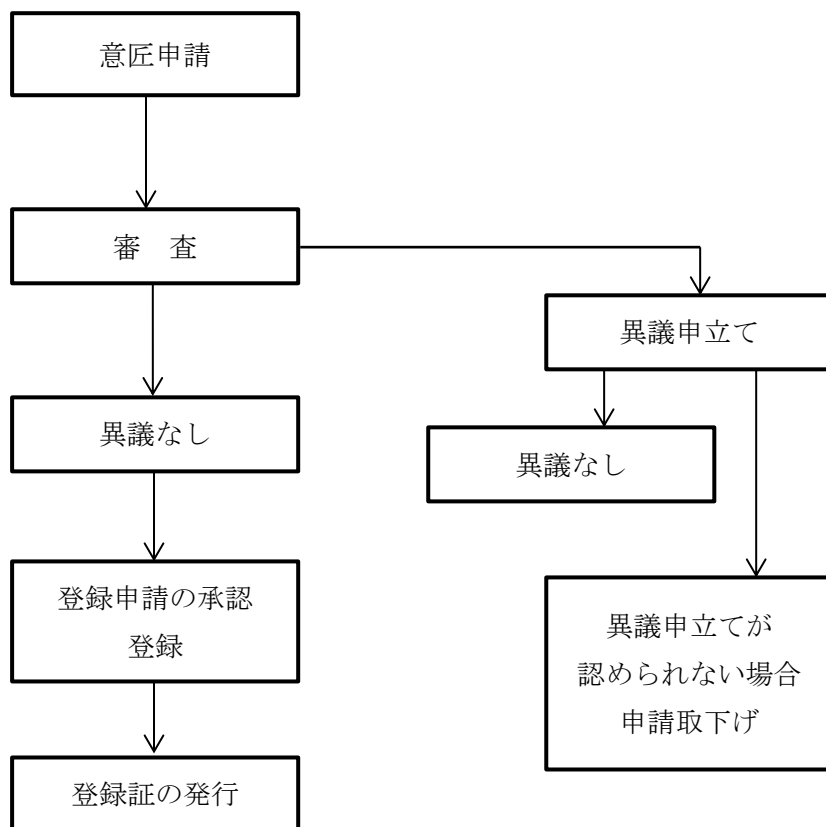
権利を継続させるには以下のとおり毎年登録料を支払う必要があります。

- ・ 第 3 年から第 5 年まで 毎年 120 ランド
- ・ 第 6 年から第 7 年まで 毎年 77 ランド
- ・ 第 8 年から第 9 年まで 毎年 90 ランド
- ・ 第 10 年から第 11 年まで 毎年 110 ランド
- ・ 第 12 年から第 13 年まで 毎年 132 ランド
- ・ 第 14 年 149 ランド

※出願に当たっては、弁理士等の専門家とよく相談することを推奨します。

また、最新の出願および登録費用についても専門家等にご相談ください。

5.8.2 出願から登録までの一般的な流れ



【出所】

・ Companies and Intellectual Property Commission

<http://www.cipc.co.za/TradeMarks.aspx>

<http://www.cipc.co.za/Design.aspx>

・ South Africa Government Offices

http://www.services.gov.za/services/content/Home/OrganisationServices/Intellectualproperty/Registeratrademark/en_ZA

・ 特許庁「外国産業財産権制度情報」

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/mokuji.htm>